

# 令和元・2年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請書の提出要領

1/3

## 1. 申請書の提出期間及び受付時間

定時申請：平成31年2月1日（金）～2月28日（木）【郵送可：当日消印有効】  
土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時です。

随時申請は、平成31年4月26日（金）から受付いたします。

## 2. 申請書の提出場所及び宛先

内灘町 総務部 総務課 入札契約担当  
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1  
電話：076-286-6720 FAX：076-286-0617

## 3. 申請要件

申請書を提出できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者であること。

- 1) 申請書を提出する日において、建設工事業者にあつては建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受けている者。また、測量・調査・建設コンサルタント等業者にあつては測量法、地質調査業者登録規程、建築士法又は建設・補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている者。ただし、建設工事の施工に付随する試験、調査等で法令に基づく登録を要しないものにあつては、この限りではない。
- 2) 申請書を提出する日の直前までに納期限の到来した地方税及び国税等を完納している者。
- 3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者、又は同条第2項各号の規定に該当し、その事実があった後2年を経過した者。
- 4) 建設業者にあつては、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する事項の審査を受けている者。
- 5) 内灘町の事務事業等における暴力団排除に関する要綱第3条第2項に規定する誓約書(役員等名簿を含む。)を提出できる者。
- 6) 建設業者にあつては、社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入している者。(従業員が5人未満である個人事業所の場合等で、法令の規定により社会保険の適用が除外されている者を含む。)

## 4. 提出書類

- 1) 提出書類は、内灘町様式(別添申請書様式)又は、石川県様式、国土交通省様式で提出ください。  
ただし、書類No.17については内灘町独自様式です。
- 2) 提出書類は、A4の大きさとし下記表の順番通りにファイルに綴ってください。ファイルの色は、特に指定しません。
- 3) 提出書類の商号又は名称に、必ずふりがなを付けてください。
- 4) 提出書類を郵送する場合で受領書を希望する方は、返信用封筒(宛名記載、切手貼付)を同封すること。

No.	書類の名称	建設工事 ※注1)	測量・建設コンサル ※注1)
1	競争入札参加資格審査申請書	◎*	◎*
2	許可証明書、登録証明書又は許可通知書(写し)	◎	◎
3	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(写し) ※注2) ※ 更新があった場合は速やかに再提出してください	◎	
4	委任状(該当者のみ)	△*	△*
5	営業所一覧表(該当者のみ:建設業法上の営業所の許可区分を明記すること。また、町内に営業所がある場合は、建設業の届出様式の中の営業所が記載された部分の写しを添付すること。様式中の事項が記載されていれば、貴社資料等に替えても可)	△*	△*
6	技術職員名簿(総括表)	◎*	
7	技術職員名簿(様式中の事項が記載されていれば、貴社資料等に替えても可)	◎*	
8	完成工事高(総括表) 直前の2ヶ年度分	◎*	
9	工事経歴書 直前の2ヶ年度分	◎*	
10	総括表(コンサルタント用)		◎*
11	技術者経歴書		◎*
12	業務経歴書		◎*
13	決算報告書 直前の2ヶ年度分(国土交通省等へ提出済み現況報告書の写しで省略可)		◎
14	商業登記簿謄本(法人のみ、写し可、3ヶ月以内のもの)	◎	◎
15	使用印鑑届	◎*	◎*
16	納税証明書 ※注3) (国税[所得・法人・消費税]、県税[県税全般]、町税[町税全般]の未納税額が無い旨の証明(写し可、3ヶ月以内のもの))	◎	◎
17	誓約書 及び 役員等名簿	◎*	◎*
18	社会保険加入を確認できるもの ※注4)	△	
※	変更届 : 申請書記載事項に変更が生じた場合(経審の更新含む。)は、速やかに提出すること。	△*	△*

## 注意事項

- 注1) ◎印は、必ず提出するもの。  
△印は、該当する場合に提出するもの。  
\*印は、内灘町様式が有るもの。(別添エクセル形式参照)
- 注2) 令和元年度分・・・審査基準日が平成30年10月1日直前(審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)の建設業法に基づく『経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書』の写しを提出してください。  
令和2年度分・・・審査基準日が令和元年10月1日直前(審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)の建設業法に基づく『経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書』の写しを提出してください。  
有効期間(審査基準日から1年7カ月)が途切れることのないよう最新の通知書(写し)を随時送付してください。
- 注3) 国税(全ての業者)・・・法人の場合:様式「その3の3」 個人の場合:様式「その3の2」  
県税(県内業者、又は石川県内に委任先となる営業所などがある業者)・・・第2号の3様式  
町税(町内に本・支店のある業者)・・・町税の滞納が無いことの証明(別添様式)
- 注4) 『経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書』において「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」のいずれかが「無」で、その後加入した場合に必要です。

～経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書～

その他の審査項目(社会性等)	数 値 等
雇用保険加入の有無	
健康保険加入の有無	
厚生年金保険加入の有無	
⋮	

いずれかが「無」の場合に必要です。

雇用保険の場合・・・労働保険料の納付済み領収証書の写し又は労働局の受付印がある概算保険料申告書の写しなど、雇用保険への加入が確認できるもの。

健康保険・厚生年金保険の場合・・・社会保険料納入確認書、適用通知書の写し又は年金事務所の受付印がある健康保険・厚生年金保険新規適用届の写しなど、健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できるもの。

### 《令和元・2年度建設工事競争入札参加資格の認定に係る解体工事の申請について》

平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる業者は、引き続き3年間(令和元年5月31日まで)は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することができます。その場合には、平成28年6月1日以前から継続してとび・土工工事業の許可を有していることが分かる許可証明書の写しを添付して下さい。